

鎌 ご 減 第 4131 号
令和4年(2022年)3月25日

自治・町内会長 各位

鎌倉市環境部ごみ減量対策課長

令和4年度(2022年度)3R推進事業奨励金制度の実施について(お知らせ)

平素からごみの減量化及び資源化の推進に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、循環型社会の形成に向けて、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進事業を実施した自治・町内会に対し、奨励金を交付する3R推進事業奨励金制度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)は事業の実施を見送ってきました。

当該年度に事業の実施を御検討いただいていた自治・町内会の皆様には、御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

令和4年度(2022年度)につきましては、感染防止対策を講じつつコロナ禍でも実施可能な活動を展開できるよう、本制度を実施する予定としています。

制度の詳細の御案内は令和4年(2022年)5月頃に改めて通知させていただきます。何卒よろしくお願いたします。

事務担当は、環境部ごみ減量対策課 大島・國井

電話：0467-61-3396(直通)

FAX：0467-23-8700(代表)

Email：gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

(裏面の記載事項も御確認ください。)

【参考】 3 R推進事業奨励金制度の概要

本制度は、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進する事業（以下「3 R推進事業」という）を積極的に取り組む自治・町内会に対して奨励金を交付する制度です。

例年では、奨励金の交付を申請する団体は、6月末までに3 R推進に関する事業計画書を、年度末までに実施した事業の実績報告書を提出していただいています。

3 R推進事業奨励金制度における奨励金交付対象事業及び交付金額は次のとおりです。

【対象事業】

- 1 市職員を講師としたごみ施策等の説明会
- 2 自治・町内会員による3 Rに関する勉強会
- 3 3 Rを推進するイベントの実施
- 4 3 Rを推進する独自の啓発
- 5 クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発
- 6 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発
- 7 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発

【交付金額】

自治・町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 ※200世帯 ごとに1万円	実施回数割（1回当たり） ※2事業以上の実施必須 交付の上限は4回まで
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
～	～	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	